

プロシーディング

古代エジプトの女たち

内田 杉彦

明倫短期大学 歯科技工士学科

Women in Ancient Egypt

Sugihiko Uchida

Department of Dental Technology, Meirin College

表1. 古代エジプト年表

先王朝時代（紀元前5500～3000年）
王朝時代（紀元前3000～332年）
初期王朝時代（第1～2王朝：前3000～2686年）
古王国時代（第3～6王朝：前2686～2181年）
第一中間期（第7～11王朝：前2181～2025年）
中王国時代（第11～12王朝：前2025～1795年）
第二中間期（第13～17王朝：前1795～1550年）
新王国時代（第18～20王朝：前1550～1069年）
第三中間期（第21～25王朝：前1069～715年）
末期王朝時代（第25～31王朝：前715～332年）
ギリシア系王朝時代（前332～30年）
ローマ支配時代（前30年～後395年）

要旨

古代エジプトにおいて女性に期待された役割は、なによりも主婦として家を守り、母として子を生み育てることだった。財産の相続・所有を許され、いくつかの職業に従事することもできたとはいえ、当時の社会において、女性の社会的地位は限られたものだったと言える。

キーワード：古代エジプト、女性、出産、相続、結婚

Keywords : Ancient Egypt, Women, Childbirth, Inheritance, Marriage

1. はじめに

エジプト女性の地位について、前5世紀のギリシア人歴史家ヘロドトスは、両親を養うのは息子ではなく娘の義務とされていると述べ、前1世紀のギリシア人著述家ディオドロス・シクルスは、妻が夫の主人とされ、夫は妻に従う旨の契約を結ぶとしている¹⁾。こうしたギリシア人著作家の記述は、エジプト人の生活や慣習を誤解したもので実情とは異なるが、エジプト女性の比較的自由な立場について彼らが受けた強い印象のあらわれと言えるだろう。事実、古代ギリシアのアテナイの女性は財産の所有について法律上の制限を受けており、一定額以上の契約を行う場合、「後見人」である男性親族の介在を必要としていたが²⁾、古代エジプトの女性は法的な制限なしに財産を所有し、契約を結ぶことができたのである。

それでは古代エジプトにおける女性の地位は、し

ばしば言わるよう男性と対等と言えるほど高かったのだろうか？この問いに答えるためには、古代エジプトがどのような社会だったかを考える必要がある³⁾⁴⁾⁵⁾。古代エジプトはまず「男性社会」であった。太陽神の「息子」とされる王は男性であるのが建前だったし、国家行政を担当する官僚もやはり男性であって、当時の美術品や記念建造物も、多くはこのような男性の王や官僚のため、男性の職人が作ったものだったのである。当時の文字教育も基本的には、文字の知識を必要とする職業人、すなわち官僚と、美術品や記念建造物に碑文を刻む職人の養成を目的としており、こうした職業につくのを許される男子のみを対象としていた⁶⁾。当時の女性にとっては、社会における役割だけでなく文字教育の機会さえ、男性に比べ極めて限られたものだったと言えるのである。

また、古代エジプト社会は厳格な「階層社会」で

もあった。そこでは絶大な権力を持つ王を頂点として、その下に王族、高級官僚とその家族からなる上流階級（貴族）、彼らの使用人のうちでも比較的身分の高い者や中級以下の官僚、文字を知る職人とその家族などの中流階級が位置しており、この中流以上の人々が、読み書きのできるエリート（支配層）を構成していた。彼らの下には国民の大多数を占める庶民があり、様々な職業を通じて支配層に奉仕する役割を担っていたほか、王のための労役に従事しなければならなかった。社会の最下層には戦争捕虜をはじめとする異民族、債務の返済のため「身売り」したエジプト人などからなる奴隸があり、財産として売買や貸借、相続の対象とされていた。こうした奴隸や庶民の女性の地位と、支配層の女性のそれとの間に大きな差があったことは言うまでもないだろう。どの階層に属するかによって古代エジプト女性の地位や立場はかなり異なっていたのである。



図1. エジプト略図

2. 妻となり、母となるために³⁾

当時のエジプト社会において女性に期待されていた「役割」とは、まず第一に「結婚して子供を産み、育てる」とことであった。男女が子供をもうけることは、大人の社会的役割を次世代へと引き継ぎ、社会秩序を維持するために重要なこととされていたし、公的な社会保障制度が存在しなかった当時においては、老後の生活や死後の供養を引き受ける子供を持

つことはぜひとも必要だった。男性はそれぞれの階層に応じた職業につき、「夫」として家族を養い、女性は「妻」となり、「母」となることが当然とされていたのである。

この社会的役割の相違のため、男女の生活は子供の頃から区別されていた⁶⁾。庶民の家に生まれた少年は、父親の仕事の見習いをし、周囲の男たちとともに働くのが普通であり、官僚や文字の知識を必要とする職人の息子たちは、父親から文字を学ぶか、読み書きを教える学校（「書記学校」）に通った。これに対して、少女の受けた教育は、主婦となるための心得を学ぶことが中心であり、庶民の娘は、母親の手伝いをしながら家事の見習いをした。また、庶民の女性のなかには（後述するように）中流以上の家庭の使用人となって働く者がおり、そのなかには未婚の娘も多く含まれていたとみられる。中流・上流家庭の娘は、使用人を指揮して夫の家を守り、財産を管理するための心構えを教えられたほか、文字を知る父親や兄弟に読み書きを教わる場合もあったとみられる。しかし文字の知識を活用できる職業につけない彼女たちが読み書きを学んだとすれば、そ

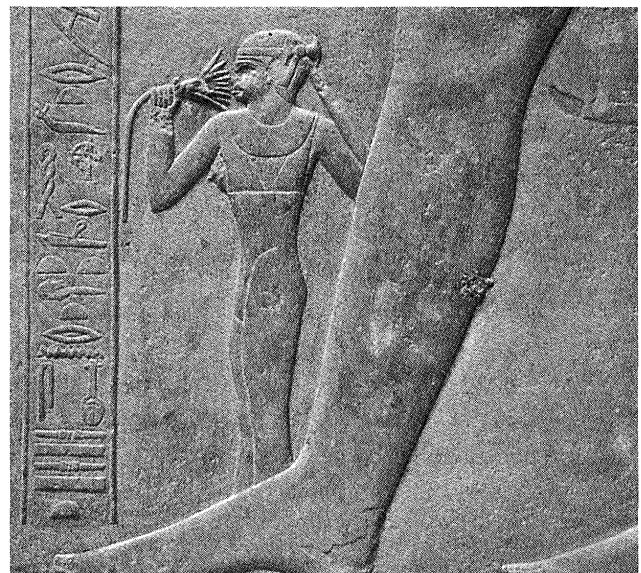


図2. 貴族の娘（古王国時代の墓浮彫）

れはあくまでも身分にふさわしい「たしなみ」や教養、あるいはまた夫の代理として書簡のやりとりなどをするためにだっただろう。

当時の少年と少女の生活はこのように異なったものだったから、彼らが一緒になる機会は比較的少なかったと思われる。事実、古王国および中王国時代のいくつかの貴族の墓には、子供の「遊び」の場面を表した浮彫や壁画が見られるが、そこに描かれて

いる遊びの多くは男女別に分かれており、両者が一緒に遊びは稀である⁶⁾。また、新王国時代の貴族の墓壁画には上流階級の男女が宴席につらなる場面がしばしば見られるが、そこでは未婚者とみられる人々の席が男女別に描かれているのである。当時の（少なくとも）支配層の価値観のなかには、未婚の男女はみだりに同席すべきではないという考え方が含まれていたのであろう。

しかしその程度の障壁があったところで、男女の恋愛感情の妨げにならなかったことは言うまでもないことであり、新王国時代には異性に対する恋を歌った『恋愛詩』が数多く作られた⁷⁾。おそらく宴席で歌われていたとみられるこれらの詩のなかには、女性が自らの思いを歌うという形式の作品も多く含まれるが、それが実際に女性の作かどうかは必ずしも明確ではなく、男性の作者が女性の心情を想像して歌ったものだった可能性も否定できない。しかしいずれにせよ、この『恋愛詩』は、当時の若者たちにも甘美な青春時代が確かにあったことを物語っていると言える。

3. 結婚と出産

恋愛は、結婚^{1) 3) 5) 8)}にどの程度まで影響したのだろうか？階層社会だった当時にあっては、結婚はほぼ同じ身分の男女の間で行われるのが一般的だったろう。とくに庶民の場合には、同じ村に住み、同じような職業に従事している家族同士の縁組みが普通だったとみられ、両家が親しい間柄で結婚相手がたまたま恋人同士ということも往々にしてあったかもしれない。ただし、男子が結婚するにはそれなりの収入があるのが前提条件であり、男子の結婚年齢は遅くなつただろうから、少女たちの結婚相手には、しかるべき職業を持つ年上の男性が選ばれる傾向があつただろう。

一方、中流以上の人々にとって「結婚」とは一族の力を強め、ときにはより上の階層へとのぼるための有力な手段であり、当事者同士の感情よりも、それぞれの家の格式や立場が重視されたと考えられる。たとえば第12王朝時代に上エジプト第16州の豪族だったクヌムホテプ2世⁹⁾の母は、この州の支配者の娘、父は王に仕えた高官だったが、こうした地方豪族と中央の高官一族との縁組みは、双方にとって大きな利益となつことだろう。クヌムホテプ2世自身も第17州の支配者の娘を妻としており、この支配者の地位は、長男ナクト2世が相続しているの

である。

こうした「政略結婚」のなかでも王家との縁組みは最も重要な意味を持っており、娘が王妃の一人となって王子を生み、さらにその王子が王位につけば、一族の力と栄誉は一気に高まった⁶⁾。たとえば第6王朝の国王ペピ1世は、アビュドスの豪族の娘2人と結婚しているが、この娘たちはそれぞれ続く2人の王の母となり、彼ら一族は王権を支える後ろ盾となった。また、第18王朝の国王アメンホテプ3世の王妃ティイの父親イウイアは地方の神官にすぎなかったが、娘が王妃となったため高位にのぼり、王墓地の「王家の谷」に墓を造営するという栄誉を与えられているのである。

婚姻の形態は、国王が側室を多く持つ「一夫多妻」だったのに対して、それ以外の人々は一般に「一夫一妻」であったと思われる。ただし、裕福な夫婦が子宝に恵まれない場合は、夫が女性の使用人や奴隸に子供を生ませて養子とすることがあった。一般的な結婚の取り決めに主要な役割を果たしたのは女性の側の家族、とくに父親であり、新王国時代には、少なくとも中流以上の階層の場合、結婚を望む男性はまず相手の父親に贈物をする決まりになっていた。結婚はまったく私的な行事であって、「当事者の男女の同棲」、普通は「女性が男性の家に移り住むこと」にすぎず、そのための公的な手続きがとられることはなく、結婚式が行われることもなかった。

夫婦にとって、妊娠と出産^{3) 6)}は主要な関心事であり、当時の「医術文書」には、さまざまな妊娠判別法が記されたほか、愛と豊穣の女神ハトホルや亡き近親者の靈に対する妊娠祈願がしばしばなされていた。出産は、少なくとも中流以上の家庭の場合、屋上や庭園などに設けられた「産屋」で行われ、妊婦は床の上に並べられた2つの煉瓦に片足ずつのせてしゃがむ姿勢で分娩をしたとみられる。医術が未発達で衛生状態も劣悪だった当時にあっては、出産にはかなりの危険が伴い、妊娠婦や胎児、新生児が死亡することも稀ではなかった。母子の生命を守るために、人々は神々や呪術の力に頼らざるを得ず、幼子ホルスを守り育てたイシス女神にちなんで妊娠婦をイシス、胎児をホルスになぞらえた呪文や、母子を魔物から守る特別な護符が用いられた。またハトホル女神のほか、妊娠婦を守る女神タウェレト、夫婦や子供を災いから守るバス神が崇拜されていた。

授乳と育児^{3) 6) 10)}については、中流以上の家庭では、妊娠経験のある女性が乳母として雇われることが多

かったであろう。しかし、中流以上の男子の教育に用いられた「教訓文学」に、3年ものあいだ授乳をし、その後も愛情をもって育ってくれた母親の恩を、倍にして返すよう説く教えが含まれていることから、たとえ裕福な家庭でも、子供を育てるのは母親であるのが理想とされていたことがうかがえる。

4. 主婦の生活

古代エジプトの「家族」^{3) 8)}は基本的には夫婦とその子供からなっていたが、子供を多くもうけることが望ましいとされ、複数の子供がいるのが一般的だった。また、夫婦の女性親族のうち配偶者のいない者たち、たとえば未婚の姉妹や、夫に先立たれた母親などが、独力で生計を立てるのが困難なため同居する場合もあった。さらに中流以上の家庭には、その地位や富の程度に応じた数の使用人もいて、家の規模もそれだけ大きくなった。主婦の生活は、嫁いだ家がどの階層に属するかによって様々であったと言える。

中流以上の人々の墓の壁画や浮彫、彫刻には、墓主夫婦の姿が表現されているが、それらは当時の中流・上流社会で夫と妻に期待されていた役割を表している³⁾。たとえば夫の皮膚はほとんど常に赤褐色に塗られるのに対して、妻のそれは明るい黄褐色やクリーム色であるが、これは家の外で働く夫の役割



図3. 貴族の夫婦（古王国時代の彫像）：夫の像には名前とともに数多くの称号を記した銘文が添えられているが、妻の像の銘文には彼女の名前と女官の称号が記されているにすぎない。

を日焼けした肌色、夫の留守を守る妻の立場を日に焼けていない肌色によって、それぞれ表現しているのである。それは同時に、妻を外で働く必要などない裕福な生活を誇示したものとも言えるだろう。夫婦の像にはまた、彼らの名前とともに生前の地位や役職を示す称号が銘文として添えられるが、そこにも夫婦のこうした役割の違いが示されている。夫の称号には、「世襲貴族」のような「身分」を示す称号や、さまざまな行政部門の「長官」など、官僚としての職務を示す称号が、数多く見られる。これに対して妻の称号は種類も数も少なく、宮廷に出入りする女官であることを示す「王の知人」などの「身分」称号はいくつかあるものの、職務を示す称号は稀である。中王国時代以降、中流以上の主婦の称号として最も一般的だったのは、まさに主婦の地位を示す「家の女主人」であって、ここにも「外で働く夫」、「家を守る妻」という両者の立場の違いが表されていると言える。

妻は家をとどこおりなく管理する仕事を任せられ、それなりの権威を認められていたが、上流家庭の主婦の場合、彼女の権威はそれだけ大きなものとなつた^{3) 4) 5)}。貴族の墓を飾る壁画や浮彫には、農民や召使い、工房で働く職人などさまざまな人々の姿が表され、古王国から中王国時代にかけては、そうした人々の姿を表した模型が貴族の墓におさめられたが、これらは生前の貴族に使用人として仕えた庶民の姿を示している¹⁰⁾。上流夫人はこのような数多くの使用人や奴隸を監督する「家の女主人」だったのであり、小間使いや女中にかしづかれて実際の家事労働からは解放されていたとみられる。育児についても乳母や子守りが担当することが多かつただろう。領地からあがる収益、すなわち農作物、ワイン、ビール、パンなどの食品、工房で作られる様々な製品は、家族の生活や使用人たちの給与にあてられただけでなく、必要な物資を外部から入手するための物々交換に利用されたが、この取引も使用人として雇われた交易業者たちが行っていた。彼らは主人から預かった品々を積んだ舟で国内各地を回り、注文された物資を調達したのである。

領地の経営実務についてはこれらの使用人たちや財産管理を担当する家令に任せればよかったから、上流夫人は、暇を持て余していたに違いない。古王国時代以降、彼女たちのなかに神殿で働く者が数多く見られるのも、おそらくこうした事情によるものだろう^{3) 4) 5)}。神官の多くは本来、常勤職ではなく、

行政官僚が通常の勤務のかたわら輪番で担当していたとされるが、官僚の妻にも女神、とりわけ愛の女神ハトホルに仕える女性神官となる者が少なくなっていたのである。新王国時代になると、少なくとも地位の高い神官は官僚の一種とみなされるようになつたため、上流夫人はもはや女性神官の勤めを果たせなくなるが、そのかわり、神殿で奉仕する「女性歌手」となつた。神殿には神々を讃える讃歌の朗唱や音楽の演奏のための楽団が雇われていたが、上流家庭の主婦の多くがこうした楽団の歌手となつたのである。楽師や歌手の地位は本来、必ずしも高いものではなかつたが、「女性歌手」は、新王国時代には上流夫人の地位を示すようになつておつり、たとえば当時の国家神アムンの総本山テーベでは「アムンの女性歌手」が上流夫人の一般的な称号となつた。「女性歌手」による朗唱は、古王国時代には手拍子やカスタネットでリズムを刻みながら行つられたが、中王国時代には新たな楽器として、ガラガラの一種であるシストルムが導入され、首飾りのメニトも楽器として利用されるようになつた。このシストルムとメニトは音楽の神でもあるハトホル女神を象徴するもので、新王国時代の「女性歌手」はこれらの楽器をリズミカルに振りながら讃歌を朗唱したとみられる。

子供を産んだ上流夫人のなかには王家の子供たちの乳母に選ばれる者もいた^{3) 6) 10)}。乳母の子供は宮廷で王子や王女と一緒に養育され、やがて廷臣や女官へと取り立てられたが、とくに王子が王として即位した場合、その乳母の息子たちはしばしば側近となつて権勢を振るつた。上流階級の主婦は、夫のように政治の表舞台で活躍することはなかつたにせよ、王家とのこうした結びつきによつて一族の地位を上昇させる可能性を秘めた存在だったと言える。

使用人や奴隸の数が少ない中流家庭の主婦は、育児や家事を自ら行つことが多いだつたらうし、貧しい庶民の主婦はその両方をほぼ一手に引き受けなければならず、せいぜい娘たちや女性の親族の手助けが得られる程度だったと思われる^{3) 4) 5)}。彼女たちが行つた家事のうちでまず重要だったのは、主食であるパンを焼き、ビールを作ることであつた^{3) 5)}。たとえば新王国の王墓造営に携わつた専門職人が家族と住んでいたテーベ西岸デイル・エル=メディーナの職人村では、国家から給与として野菜や魚などのほか、麦が支給されており、それを使ってパンとビールを作るのは村の主婦の仕事だった。このパン

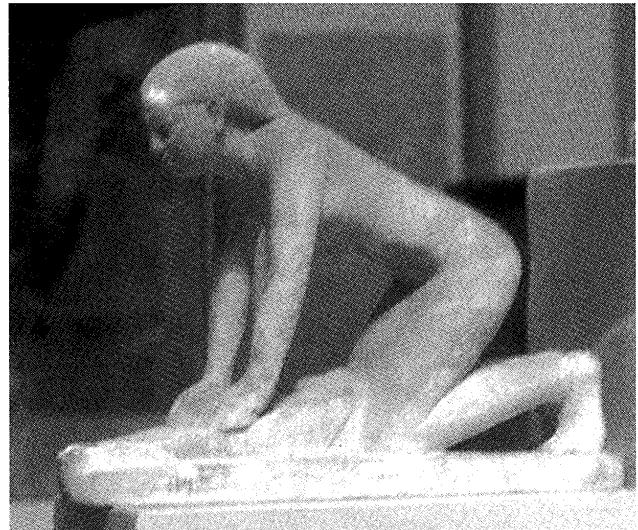


図4. 粉を挽く少女（古王国時代の彫像）

焼きとビール醸造のためには、麦をたたきつぶして殻をとり、つぶされた麦粒をさらに粉に挽かなければならなかつたが¹¹⁾、これらは主婦にとって重労働だったに違ひない。おそらくそのために、この村には粉挽きを担当する女性の国有奴隸が派遣されており、村の主婦たちは彼女を一定の日数ずつ借りる権利を持っていた³⁾。

さて、貴族の墓の壁画や浮彫などをみると、魚や肉を調理しているのはもっぱら男性の料理人であつて、女性が料理をする姿は見当たらない。パン焼きにしても、粉挽きはおおむね女性が行つているものの、他の作業工程には男性も加わつておつり、ビール醸造もほとんど男性が行つている。これは当時の社会において、食物をととのえる職業につくのがほぼ男性に限られていたことを示すものとみられるが、家庭においては、料理もパン焼きやビール作りと同じく、主婦の仕事とされていたことは確かであろう^{3) 5) 10)}。

食物の準備とともに、主婦の家事の中心をなしていたのが、亜麻を用いた糸紡ぎと機織りである^{3) 4) 5) 10)}。中王国時代の貴族の墓壁画や副葬品の模型には織物工房がしばしば表現されているが、そこで働いているのはすべて女性の織工であり、このことから織物生産は伝統的に女性の職業とされていたとみることができる。前述の豪族クヌムホテプ2世の墓壁画には、亜麻を梳いて糸玉にする女性と、糸を紡ぐ女性、そして機織りをする2人の女性のほか「織工長」の肩書きを持つ年配の女性の姿が描かれており¹⁰⁾、女性が織物を制作するだけでなく、それを指揮する立場にもなれたことがうかがえる。当



図5. 織物工房（中王国時代の模型）

時の織機¹⁰⁾は、工房の床に平行に設置された「水平形織機」であり、おそらく先王朝時代から女性による機織りに使われていたとみられる。新王国時代には、男性の織工が操作する「垂直形織機」が導入されたが、現存する新王国時代の纖維製品には伝統的な「水平形織機」によるものが多く、織工の大多数はやはり女性だった可能性が高いと言えるだろう¹⁰⁾。いずれにせよ、こうした織物生産もまた、中流以下の家庭では、主婦が日常的に携わる家事のひとつであり、その技術は母から娘へと受け継がれていったものとみられる。

中流階層や庶民の家庭で作られるパンやビール、亜麻織物などの製品は、家庭で消費、利用されただけなく、他の必需品と交換するためにも使われた。上流家庭ならこの種の物々交換は交易業者の仕事だったが、中流以下の家庭では主婦が行うことが多かったと考えられる。交易業者の舟が立ち寄る波止場の近くに設けられた市場の様子は、いくつかの墓の浮彫や壁画に表されているが、そこには品物を売る女性の姿がみられるのである^{3) 5) 12)}。こうした物々交換は生活必需品を補充するための「買物」であり、家事の一部として欠かせないものだったであろう。

貧しい庶民の家庭では、男たちだけでなく、妻や娘たちも働きに出なければならなかった。墓の壁画などに表された貴族の使用人のなかには、こうした庶民の女性の姿を見ることがある。ただし、彼女たちの仕事とされているのは、すでに述べたパン焼きや織物生産のほかは、小間使い、乳母や子守り、楽師や踊り子、農地での落ち穂拾いや麦の選別、あるいは葬儀の際の「泣き女」など限られたものにすぎない^{3) 5) 10)}。女性はなによりも家を守る主婦であ

るべきだとする当時の社会通念がここにも見てとれると言えるだろう。

とはいって、当時の女性が家の外で（たとえ限られたものとはいえ）経済活動に従事し、ある程度の収入を得ていたことは確かであり、いくらかの財産を所有することも早くから許されていたように思われる。古王国時代には、少なくとも上流階級の女性は財産を相続・所有することができたし、自分の財産の相続についても決定を下すことができた^{1) 3) 5)}。新王国時代には、少なくとも中流以上の家庭の場合、夫婦はともに自分個人の財産を所有しており、さらに結婚生活の間に蓄えられた財産は夫婦の共同財産とされ、一般に夫はその三分の二、妻は三分の一について相続権を持つとされていた^{1) 3) 5)}。彼らの個人財産と共同財産の取り分は、子供たちが相続することになっていたが、夫婦は自分たちの財産の相続について変更する「財産譲渡文書」を作成できた^{1) 3) 5) 13)}。たとえばデイル・エル＝メディーナに住んでいたナウナクトという名の婦人は、子供たちの何人かが彼女の世話をしなかったため、彼女の財産に関する彼らの相続権を取り上げるという文書を作成している^{1) 3) 5) 13)}。夫は、夫婦の共同財産や妻の個人財産を自由に利用できたり、処分や売却することもできたが、処分・売却した財産と等価値のものを、代償として妻に支払う義務を負った¹⁾。

夫が「財産譲渡文書」を残さずに死亡した場合、妻は自分の財産を保持するほか、共同財産の取り分（三分の一）を相続した¹⁾。夫個人の財産と、共同財産のうちの夫の取り分（三分の二）は子供が相続したが、複数の子供がいる場合には、年齢や性別に関わりなく平等に分配した¹⁾。ただし父親の後継者とされた者（一般には長男）は、亡き父親の埋葬・供養を取り仕切るとされ、その費用としていくらか余分に相続することが許されていた¹⁾。

妻が相続する財産の割合が、夫や子供たちのそれにくらべ少なくなっているのは、妻が夫に養われ、夫の死後は、子供たちによって世話をされるのが当然とされていたためだろう。「教訓文学」が、母親に対して孝行を尽くすよう説いていることはさきに触れた通りだが、そこにはまた、愛情を持って妻を扶養し、「命のかぎり彼女の心を喜ばせよ」という教えもみられ、夫が妻を愛し、尊重することが結婚生活の理想像とされていたことがうかがえる³⁾。

とはいって、すべての結婚生活が必ずしも円満なものではなかったことは言うまでもない。たとえばデ

イル・エル＝メディーナの職人の出勤状況を記した日誌には、欠勤理由のひとつとして「夫婦喧嘩のため」と記されているし、妻を殴った夫が2度と暴力を振るわぬことを誓わされた誓約書も、同じ遺跡から発見されているのである¹⁾。こうした夫婦間の問題はしばしば離婚^{1) 3) 5) 8)}につながったであろう。離婚も結婚と同じく私的な事柄であって、公的な手続きは不要であり、夫婦のいずれからも申し出ることができたが、夫からの申し出による場合には、妻は自分個人の財産、共同財産の三分の一のほかに、夫からの慰謝料をいくらか受け取ることができた。紀元前7世紀には、妻が所有する財産とその価値を詳しく記し、離婚の際にはそれらの財産か、それと等しい価値を持つものを妻に引き渡すよう定めた「年金契約文書」が作成され、妻の財産上の権利がより明確にされている¹⁾。

しかし夫か妻のいずれかに離婚の原因となる落ち度があった場合には、責任のある側が共同財産に対する権利を失うことになっていた^{1) 3) 5) 8)}。まず「不倫」については、夫が独身女性を愛人にはすることは（跡継ぎを確保するという名目のもとに）大目に見られる場合があったのに対し、人妻が夫以外の男性と関係を結ぶことは重大視され、離婚の理由とされた。夫婦に子供ができず、養子をとることができない場合も離婚の原因となつたとみられる。

離婚したり配偶者に先立たれた男女が再婚することは、当時としては一般的であった^{3) 8)}。とくに未亡人や離婚した女性にとって再婚は、安定した収入を得るために重要な意味を持っていたであろう。再婚相手が見つからない場合、彼女たちは、子供が成長するまでは、実家や男性親族の援助を受けなければならなかつた。当時の貴族が墓に刻んだ碑文のなかには、自分が生前、社会的に弱い立場にある者たちを守つたことを誇る記述がみられるが、そうした弱者のなかには「未亡人」がしばしば含まれている³⁾。古代エジプト社会においては、弱者を援助するための公的な仕組みは存在せず、女性が生きていいくには結局のところ、社会を支配する男性の善意と支援に頼るしかなかつたのである。

5. おわりに

古代エジプト女性の役割、夫を支え、子を生み育て、家を守るという役割が、当時の社会において重視されていたことは疑いない。彼女たちは、今日的な視点から見るかぎり、男性と対等な地位にあった

わけではないが、「階層社会」だった当時にあっては、男性もまた多くの場合、それぞれに決められた役割を果たさざるを得なかつたことは確かだろう。さまざまな制約を課され、弱者の立場を強いられながらも、当時の女性はたくましく、したたかに生きていたに違ひないのである。

文 献

- 1) Johnson, Janet H. : *The Legal Status of Women in Ancient Egypt*. Capel, Anne K. and Glenn E. Markoe (ed.) : *Mistress of the House, Mistress of Heaven : Women in Ancient Egypt*. pp.175-186, 215-217. Hudson Hills Press, New York, 1996
- 2) 桜井万里子：古代ギリシアの女たち：アテナイの現実と夢. 4頁, 84－86頁, 中央公論社, 東京, 1992
- 3) Robins, Gay : *Women in Ancient Egypt*. British Museum Press, London, 1993
- 4) Bryan, Betsy M. : *In Women Good and Bad Fortune are on Earth : Status and Roles of Women in Egyptian Culture*. Capel, Anne K. and Glenn E. Markoe (ed.) : op. cit. pp.25-46, 189-191. Hudson Hills Press, New York, 1996
- 5) Robins, Gay : *Women*. Redford, D.B. (ed.) : *The Oxford Encyclopedia of Ancient Egypt*, Vol.3. pp. 510-516, Oxford University Press, New York, 2001
- 6) 内田杉彦：古代エジプトの子供たち－ナイルのほとりに生まれて－. 明倫歯誌, 9 (1) : 41-47, 2006
- 7) Foster, John L. : *Love Songs of the New Kingdom*. University of Texas Press, Austin, 1992
- 8) Wilfong, Terry G. : *Marriage and Divorce*. Redford, D.B. (ed.) : op.cit., Vol.2. pp. 340-345, Oxford University Press, New York, 2001
- 9) Lloyd, Alan B. : *The Great Inscription of Khnumhotpe II at Beni Hasan*. Lloyd, Alan B.(ed.) : *Studies in Pharaonic Religion and Society in Honour of J.Gwyn Griffiths*. pp.21-36, The Egypt Exploration Society, London, 1992
- 10) Roehrig, Catharine H. : *Women's Work : Some Occupations of Nonroyal Women as depicted*

- in Ancient Egyptian Art. Capel, Anne K. and Glenn E. Markoe (ed.) : op.cit. pp.13-24, 187-188. Hudson Hills Press, New York, 1996
- 11) 内田杉彦：古代エジプト「食」事情. 明倫歎誌, 8 (1) : 52-57, 2005
- 12) Eyre, Christopher J. : The Market Women of Pharaonic Egypt. Grimal, Nicolas et Bernadette Menu (ed.) Le commerce en Égypte ancienne. pp.173-191, Institut français d'archéologie orientale, Le Caire, 1998
- 13) Allam, S. : Inheritance. Redford, D.B. (ed.) : op.cit., Vol.2. pp. 158-162, Oxford University Press, New York, 2001